

流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第68号

流域下水道条例の一部を改正する条例

流域下水道条例（平成24年岩手県条例第92号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（構造の基準）</p> <p>第3条 法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（終末処理場の維持管理）</p> <p>第4条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（1）～（5） [略]</p>	<p>（構造の基準）</p> <p>第3条 法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（終末処理場の維持管理）</p> <p>第4条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>（1）～（5） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。